

平成 29 年 9 月 13 日

各 位

青い森信用金庫

キャッシュカードによる ATM 振込みの一部利用制限について
～ 振込み詐欺の被害防止対策として ～

当金庫では、キャッシュカードによる ATM 振込サービスを、還付金詐欺等振込み詐欺の被害を防止するために、下記のとおり ATM 振込みの一部利用制限をさせていただきます。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施日

平成 29 年 10 月 20 日 (金)

2. ATM 振込みを一部利用制限させていただくお客さま

平成 29 年 9 月末時点で “満 70 歳以上で過去 2 年間キャッシュカードによる ATM 振込みのご利用実績のないお客さま”

を対象とさせていただきます。

3. 引き下げを実施するお取引内容について

キャッシュカードを使用した、ATM での振込み（および振込予約）を行う際の振込限度額を “ゼロ円” に引き下げ（ご利用の停止）させていただきます。

なお、別途申し出により振込限度額変更（※振込限度額を指定）を受付けておりますので、最寄りの本支店窓口にお問合せください。

4. 今後の取扱いについて

- (1)過去 2 年間キャッシュカード取引における ATM 振込みのご利用実績のないお客さまが満 70 歳になった場合には、翌月の 20 日に引き下げとなります。
- (2)満 70 歳以上のお客さままで、キャッシュカード取引における ATM 振込みの利用実績のない期間が 2 年を経過した場合には、翌月の 20 日に引き下げとなります。
- (3)なお、「キャッシュカードでの引き出し」および「現金による ATM 振込み」は、これまでと同様にご利用いただけます。

以 上